

(5) 機器支持部の疲労割れ [共通]

プラント起動・停止時等の熱応力等により、疲労割れが想定される。

しかしながら、熱応力が大きく付与する機器には、熱応力が基礎ボルトに直接付与されないサポート（オイルスナバ、メカニカルスナバ、スライドサポート）を使用している。さらに、これまで基礎ボルトの疲労割れによる不適合事象は経験していない。

したがって、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない。

川内1号炉の運転を延長する期間を考慮しても、上記の設計上の考慮は経年的に変化するものではなく、機器の健全性は維持できると考える。

(6) 基礎ボルトの付着力の低下 [共通]

基礎ボルトの耐力は、主にコンクリートとの付着力に担保されることから、付着力低下を起こした場合、支持機能の喪失が想定される。

しかしながら、これについては「川内2号炉 コンクリート及び鉄骨構造物の技術評価書」にて健全性評価を実施しており、付着力低下につながるコンクリートの割れ等の発生の可能性は小さいと考えられる。

したがって、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない。

川内1号炉の運転を延長する期間を考慮した評価においても、コンクリートの割れ等が発生する可能性は小さいことから、機器の健全性は維持できると考える。

(7) ケミカルアンカ樹脂の劣化 [ケミカルアンカ]

ケミカルアンカは、樹脂とコンクリート及びアンカボルトの接着力により強度を維持しているものであり、樹脂が劣化した場合、接着力が低下し、支持機能への影響が想定される。

しかしながら、メーカ試験や実機調査での引抜試験結果から有意な引抜力の低下は認められていない。

したがって、ケミカルアンカ樹脂の劣化について、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない。

川内1号炉の運転を延長する期間を考慮した評価においても、有意な引抜力の低下は認められないことから、機器の健全性は維持できると考える。

## 2.15 電源設備の技術評価

本評価書で評価が必要な共用設備（電源設備）に該当する機器・構造物はない。

### 3. 耐震安全性評価

本章は、共用設備（2号炉）の経年劣化に係る耐震安全性評価についてまとめたものである。

評価にあたり、共用設備（2号炉）の技術評価の検討結果を前提条件として評価している。また、評価の目的・進め方については、特記しない限り川内2号炉耐震安全性評価書に従うものとする。

#### 3.1 評価対象機器・構造物

共用設備（2号炉）の技術評価における評価対象機器・構造物を本章の評価対象とする。

#### 3.2 評価手順

川内1号炉耐震安全性評価書の手順に従う。

高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象のステップ3に係る検討については、表3.1にて耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を抽出する。

表3.1 (1/7) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判断理由
熱交換器	2重管式熱交換器	台座等の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
配管	ステンレス鋼配管	母管の外面からの応力腐食割れ	■	塗装の管理を行うとともに、防水措置（保温）の健全性確認を行っており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
配管	炭素鋼配管	母管の外面からの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	一般弁（本体部） 玉形弁	弁箱、弁蓋等の外面からの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	一般弁（本体部） 玉形弁	弁箱、弁蓋等の応力腐食割れ	■	弁内面状態の目視確認により、機器の健全性を維持している。したがって、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表3.1 (2/7) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判断理由
弁	一般弁（本体部） 玉形弁 リフト逆止弁	弁箱、弁座又は弁箱弁座部（シート部）の摩耗	■	弁体、弁座または弁箱弁座部シート面の摩耗については、目視により状態を確認しており、管理された程度の摩耗であれば、剛性はほとんど変化しないと判断した。
弁	一般弁（本体部） 玉形弁 バタフライ弁	弁体、弁座の腐食（エロージョン）	■	弁内面状態の目視確認により、機器の健全性を維持している。したがって、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	一般弁（本体部） 仕切弁	弁棒（パッキン受け部）の摩耗	■	弁棒（パッキン受け部）の摩耗については、目視確認により、機器の健全性を維持しており、管理された程度の摩耗であれば、剛性はほとんど変化しないことから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	一般弁（本体部） 玉形弁	弁棒の腐食（隙間腐食）	■	目視確認により、機器の健全性を維持している。したがって、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	一般弁（本体部） 玉形弁 リフト逆止弁 安全逃がし弁	ヨークの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	一般弁（駆動部） 空気作動装置	ケースの外面の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表3.1 (3/7) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 斷 理 由
弁	一般弁（駆動部） 空気作動装置	ケースボルト等の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
ケーブル	ケーブルトレイ等	ケーブルトレイ（本体）等の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
ケーブル	ケーブルトレイ等	電線管（本体及びカップリングを含む）の腐食（全面腐食）	■	塗装又は亜鉛メッキの管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
ケーブル	ケーブルトレイ等	埋込金物の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
ケーブル	ケーブル接続部	ボックスコネクタの腐食（全面腐食）	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
ケーブル	ケーブル接続部	架台の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表3.1 (4/7) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判断理由
ケーブル	ケーブル接続部	接続端子等の腐食（全面腐食）	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
電気設備	コントロールセンタ	筐体の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
電気設備	コントロールセンタ	取付ボルトの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
電気設備	コントロールセンタ	埋込金物（大気接触部）の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
計測制御設備	制御設備	筐体、チャンネルベース、取付ボルト及び架台の腐食（全面腐食）	■	塗装又は亜鉛メッキの管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	空気圧縮装置	Vブーリの摩耗	■	Vブーリが摩耗しても現状保全にて管理される程度の範囲の摩耗であればVブーリの剛性はほとんど変化しないことから、振動特性は影響を受けない。したがって、Vブーリの摩耗による耐震性への影響はない。

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表3.1 (5/7) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判断理由
機械設備	空気圧縮装置	ガスサンプリング圧縮機等の外面からの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	空気圧縮装置	主軸、ピストンロッド等の摩耗	■	主軸、ピストンロッド等については、剛性が充分にあり現状保全によって管理される程度の摩耗による固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であり、耐震性への影響はない。
機械設備	空気圧縮装置	フレーム、ブラケット、端子箱及び台板の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	空気圧縮装置	取付ボルトの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	アスファルト固化装置	ロータ等の腐食（全面腐食）	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表3.1 (6/7) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 斷 理 由
機械設備	アスファルト固化装置	ケーシング及びロータ接液構成品の応力腐食割れ	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	アスファルト固化装置	攪拌用突起等の摩耗	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	アスファルト固化装置	支持脚及び取付ボルトの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	雑固体焼却設備	耐火煉瓦の減肉	■	耐火煉瓦は耐圧構成品ではなく、外側の炉外殻の耐震安全性が確保されていれば問題ないことから、耐火煉瓦の減肉による耐震性への影響はない。
機械設備	雑固体焼却設備	耐火煉瓦等の割れ	■	耐火煉瓦は耐圧構成品ではなく、外側の炉外殻の耐震安全性が確保されていれば問題ないことから、耐火煉瓦の減肉による耐震性への影響はない。

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表3.1 (7/7) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 斷 理 由
機械設備	雑固体焼却設備	炉外殻の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
			■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	雑固体焼却設備	架台及び取付ボルトの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	基礎ボルト	大気接触部の腐食（塗装あり）（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	基礎ボルト	大気接触部の腐食（塗装なし部）（全面腐食）	◎	大気接触部の腐食については、腐食を想定した場合、断面減少による剛性低下は有意であるため、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象として抽出する。

◎：耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

### 3.3 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

共用設備（2号炉）について、技術評価で検討された経年劣化事象に対し、技術評価での検討結果に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対し保全策を考慮し整理した。

その結果、共用設備（2号炉）において、現在発生しているか、又は将来にわたくち起こることが否定できない事象又は3.2項の表3.1で◎に該当する事象は以下の通りである。

- ・大気接触部の腐食（塗装なし部）（全面腐食）[基礎ボルト]  
(1) 大気接触部の腐食（塗装なし部）（全面腐食）[基礎ボルト]

本経年劣化事象については、「川内2号炉耐震安全性評価書」において耐震安全性評価上問題のないことを確認している。

評価に用いた運転開始後60年時点での推定腐食量は、川内1号炉の運転を延長する期間を考慮しても十分に保守的であり、耐震安全性評価上問題ないと考える。

### 3.4 保全に反映すべき項目の抽出

共用設備（2号炉）において、川内1号炉の運転を延長する期間を考慮しても、耐震安全性の観点から保全に追加すべき項目はない。

## 4. 耐津波安全性評価

本章は、共用設備（2号炉）の経年劣化に係る耐津波安全性評価についてまとめたものである。

評価にあたり、共用設備（2号炉）の技術評価の検討結果を前提条件として評価している。また、評価の目的・進め方については、特記しない限り川内1号炉耐津波安全性評価書に従うものとする。

### 4.1 評価対象機器・構造物

共用設備（2号炉）の技術評価における評価対象機器・構造物のうち、津波の影響を受ける浸水防護施設を本章の評価対象とする。対象となる設備を表4.1に示す。

表 4.1 共用設備（2号炉） 耐津波安全性評価対象設備

対象設備		浸水防護施設の区分
制御設備	津波監視カメラ	津波監視設備

### 4.2 評価手順

川内1号炉耐津波安全性評価書の手順に従う。

高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象のステップ3に係る検討については、表4.2にて耐津波安全上考慮する必要のある経年劣化事象を抽出する。

表4.2 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐津波安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	機 器 名 称	経年劣化事象	耐津波安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 斷 理 由
制御設備	津波監視カメラ	筐体、チャンネルベイ ス、取付ボルト及び架台 の腐食（全面腐食）	■	塗装又は亜鉛メッキの管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では耐津波安全性への影響は軽微であることから、耐津波安全性に影響を与えるものではない。
制御設備	津波監視カメラ	基礎ボルトの腐食（全面 腐食）	◎	大気接触部の腐食については、腐食を想定した場合、断面減少による剛性低下は有意であるため、耐津波安全上考慮する必要のある経年劣化事象として抽出する。

◎：耐津波安全上考慮する必要のある経年劣化事象

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の構造・強度上及び止水性上「軽微もしくは無視」できるもの

#### 4.3 耐津波津波安全上考慮する必要のある経年劣化事象

共用設備（2号炉）について、技術評価で検討された経年劣化事象に対し、技術評価での検討結果に基づき、耐津波安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対し保全策を考慮し整理した。

その結果、共用設備（2号炉）において、現在発生しているか、又は将来にわたくて起こることが否定できない事象又は3.2項の表3.1で◎に該当する事象は以下の通りである。

- ・基礎ボルトの腐食（全面腐食）〔津波監視カメラ〕

##### (1) 基礎ボルトの腐食（全面腐食）〔津波監視カメラ〕

本経年劣化事象については、「川内2号炉耐津波安全性評価書」において耐津波安全性評価上問題のないことを確認している。

評価に用いた運転開始後60年時点での推定腐食量は、川内1号炉の運転を延長する期間を考慮しても十分に保守的であり、耐津波安全性評価上問題ないと考える。

#### 4.4 保全に反映すべき項目の抽出

共用設備（2号炉）において、川内1号炉の運転を延長する期間を考慮しても、耐津波安全性の観点から保全に追加すべき項目はない。

## 5. 冷温停止状態が維持されることを前提とした評価

本章は、共用設備（2号炉）のうち冷温停止状態の維持に必要な機器・構造物の経年劣化に係る評価についてまとめたものである。

評価にあたり、共用設備（2号炉）の技術評価の検討結果を前提条件として評価している。また、評価の目的・進め方については、特記しない限り「川内1号炉劣化状況評価書〔冷温停止状態が維持されることを前提とした評価〕」（以下、「川内1号炉冷温停止評価書」という。）に従うものとする。

### 5.1 評価の考え方

共用設備（2号炉）の技術評価における評価対象機器・構造物のうち冷温停止状態の維持に必要な機器・構造物を本章の評価対象とする。評価対象機器・構造物を表5.1に示す。

なお、冷温停止状態の維持に必要な機器の選定については、「川内2号炉技術評価」における検討結果を前提とする。

表5.1 評価対象機器・構造物

対象設備		冷温停止状態維持に必要な機器・構造物
2重管式熱交換機	事故後サンプル冷却器	—
	ガスサンプリング冷却器	○
ステンレス鋼配管	1次系試料採取系統配管	○
一般弁（本体部）	1次系試料採取系統玉形弁	○
	固体廃棄物処理系統玉形弁	○
	1次系試料採取系統リフト逆止弁	—
	1次系試料採取系統安全逃がし弁	○
一般弁（駆動部）	1次系試料採取系統弁空気作動装置	○
コントロールセンタ	事故後サンプリングコントロールセンタ	○
制御設備	緊急時運転パラメータ伝送システム（S P D S）	○
	津波監視カメラ	○
空気圧縮装置	ガスサンプリング圧縮装置	○
アスファルト固化装置	アスファルト混和機	○
雑固体焼却設備	雑固体焼却炉	○
基礎ボルト	スタッドボルト	○
	メカニカルアンカ	○
	ケミカルアンカ	○

○：冷温停止状態の維持に必要な機器・構造物

－：冷温停止状態の維持に必要ではない機器・構造物

## 5.2 評価方法

「川内1号炉冷温停止評価書」の手順に従う。

## 5.3 評価結果

共用設備（2号炉）のうち冷温停止状態の維持に必要な機器・構造物については、断続運転時と冷温停止時で機器の運転状態は変わらず、冷温停止状態の維持を前提とした場合の評価条件が、断続的運転を前提とした場合の評価条件より厳しくなるものはない。

したがって、冷温停止状態維持を前提とした評価は、断続的運転を前提とした評価に包絡される。